

令和4年度事業計画の実施について

知的財産が支える社会をデザインする！

～弁理士が活躍する未来社会の実現に向けて～

令和3年度は、コロナ渦での会務運営となりましたが、「時代の変化をチャンスに！」をスローガンに、ウェブ会議システムを最大限に活用するなど、工夫をしながら活動を積極的に進めてまいりました。

本年度は、前年度の経験を踏まえ、「知的財産が支える社会をデザインする！」をスローガンとして掲げ、社会的課題を解決する新技術や新サービスを創出する環境を、知的財産が支える社会としてデザインできるように、またニューノーマル時代に向けた取り組みが進む環境変化を踏まえて会務運営を見直し、さらに日本弁理士会の活動の中に国際的課題であるSDGsを位置付け、各事業を推進していきます。

第1 はじめに

本年度も続くと考えられる新型コロナウイルス感染症の蔓延は、我が国をはじめ世界全体の経済に多大な影響を与えており、2年以上に亘り、感染拡大の抑制と経済の維持・回復という微妙なバランスの中で各種政策・事業が展開されてきております。

その中でこのコロナ時代を生き抜く方策として「新生活様式（ニューノーマル）」が提唱され、リモートワーク、DX化の促進等が実施されることで、人類の知恵により新しい生活様式が定着しつつあります。

我が国の経済産業においても、DX、AIやIoTなどの新たな技術分野の進展、サプライチェーンの変革、グローバル競争の激化など、大きな転換期を迎えています。

そのような中で、知的財産の活用度の指標となる特許・実用新案の出願件数は、中国や米国など他の先進諸国において増加傾向にある一方、我が国においては低迷しており、引き続き苦しい局面を迎えています。その中でも環境技術については、世界トップの出願件数を有しており、我が国の技術力の高さを示しています。

本年1月には、内閣府より「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」が発表され、企業の事業評価に知的財産を組み込む取り組みも始まっており、企業への知財活用へのアドバイスなど、弁理士が社会に果たす役割は拡大かつ多様化しております。

我が国をはじめ世界全体が大変厳しい環境下であるが故に、熱い気持ちで、弁理士が活躍する未来社会の実現に向けて、本年度も各事業を積極的に展開していきます。

第2 事業目標

1. ニューノーマル社会・社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度の実現に向けての積極的な政策提言

知的財産を利活用している我が国の経済産業は、ニューノーマル社会の実現、DX、AI や IoT などの新たな技術分野の進展、サプライチェーンの変革、グローバル競争の激化など大きな転換期を迎え、更に知財を経営資源と位置付けるコーポレートガバナンスコードの導入など、経済産業を支える知的財産の重要性が増加しています。しかも経済産業の変化やそれに伴う社会的構造が変化する中では、知財制度の利活用形態も変化しています。

今後の社会ニーズにマッチしたユーザーにとって魅力ある知財制度を実現し、弁理士が活躍できる環境を構築するため、日本弁理士会が積極的にリーダーシップを発揮し、政策提言をします。

2. 経営資源に対する知的財産の重要性の増加を踏まえ、弁理士が活動できる範囲が広がる環境の整備（地域経済の活性化の実現）

知財制度の担い手である「知財専門家」としての弁理士が、十二分に活躍できなければ、知財制度も円滑に機能せず、経済産業も活性化しないと考えます。

経営において知的財産が益々重要視されること踏まえ、弁理士を取り巻く業務環境を改善し、弁理士の活動範囲、業務範囲が広がる環境の整備を推進します。特に、地域の経済活動を弁理士が知的財産の側面から支えるエコシステムの構築・定着を図るべく、地域の特性やニーズに合った会務活動の推進を図り、弁理士が持続的に活躍できる環境整備を図ります。

3. 知財制度・弁理士制度を支える日本弁理士会の組織・機能強化

知財制度や弁理士制度の維持・発展には、日本弁理士会の組織的なバックアップが必要不可欠です。

ニューノーマル生活様式へ積極的に適合させるべく、既存の事業・予算や、日本弁理士会の本会と地域会との役割分担を見直し、時代や環境の変化に対応させるとともに、地域に根ざした地域知財の活性化を推進するため、会全体としての組織的・機能的強化を図ります。また本会と地域会との一層の連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援、特に本年度はスタートアップに対する知財支援の強化等の具体的施策を実施します。

更に、これまで友好関係を構築していた海外団体・機関とも、ウェブ会議システムを最大限に利用して、ニューノーマル時代に合致した一層の連携強化を図っていきます。

また、日本弁理士会事務局の組織を見直し、事務局員のウェルビーイングな環境構

築を目指します。

4. 将来の弁理士制度を担う若手人材の積極的育成

知財制度を支える弁理士制度が、今後も持続的に発展するためには、弁理士制度を担う人材、特に若手人材の育成が重要です。

昨年度は、若手人材と会長がざっくばらんに話す会を複数回設定し、活発な意見交換を実施して、会務運営に活かしてまいりました。本年度も次世代を担う若手弁理士と意見交換できる機会を多く設けて、迅速に会務運営に反映させていきます。

更に他機関や他国のダイバーシティ関係部署と意見交換を実施し、知財業界、弁理士業界のダイバーシティを推進していきます。

第3 基本的考え方

各事業を見直す上での基本的考え方は、以下のとおりです。

(1) 費用対効果の評価と事業の低コスト化

全ての事業が、会員からの会費収入を主たる財源として活動している以上、その事業の必要性や経費について全会員に対して説明責任を負っています。このことを考慮すれば、事業の費用対効果を評価することが重要であり、令和3年度同様、例えば、直接対面する事業よりもウェブ会議システムを利用した事業のように、より低コストで有効な事業への転換を図ります。また、予算の廃止が、弁理士による事業活動の停止とならないよう、持続的かつ発展的に活動できるよう事業の立案・運営を図っていきます。

(2) 現場重視（地域会の活動環境の整備）

各地域会の活動は日本弁理士会が行う活動の最先端活動であり、国民や一般事業者等に最も近い存在は、地域会です。地域の経済産業を知的財産の側面から支えるエコシステムの構築を図るため、地域会が抱える問題を極力解消し、地域会の活動が最大限に活発化するよう、事業内容や予算の見直しを行います。

(3) 事業管理者と事業実施者との分離の原則

効率的な事業活動を行う上で、「自分が企画し、自分が実施する」という形態は、以前の会員数の少ない日本弁理士会では、日常的な光景だったかも知れません。しかしながら、約1万2千人の会員を抱える組織においては、より多くの会員の参加が可能な事業のオープン化が必要です。

このためにも、事業を運営管理する会員（マネージャー）と、講師・相談員等の事業を実施する会員（プレーヤー）とを原則分離し、事業の透明性を高めると共に、より多くの会員に事業活動への参加の機会を提供します。

(4) 会員への成果還元を重視

弁理士制度においては、強制加入制度が採用され、日本弁理士会には会員への指

導・連絡・監督が義務づけられています。日本弁理士会の責務は、これだけに留まらず、会員の資質向上を図り、弁理士業界全体の活性化を図る役割があると考えます。そのためには、各委員会等が得た知見は可能な限り会員へタイムリーに還元し、会員全体のスキルアップに寄与していきます。

(5) 事務局員のウェルビーイング

会務をスムーズに運営していくためには、事務局員の力が必要不可欠です。日常の勤務環境の中で個々の事務局員にやる気と楽しさが生まれるように、ヒアリングをしながら、事務局の勤務環境の改善を一緒に図っていきます。

第4 具体的施策

1. スタートアップ支援の強化（スタートアップ知財支援元年：附属機関・委員会等に係る組織間の連携強化）

昨年春に「JPAA 知財サポートデスク」を設置して、中小企業やスタートアップの支援窓口の明確化を図るとともに、本年1月に日本弁理士会は「スタートアップ知財支援元年」を改めて宣言いたしました。これまでもスタートアップや中小企業を支援してまいりましたが、本年度は特にスタートアップ支援に力を入れます。大学発のスタートアップを含め各地域のスタートアップの発展は、地域経済の活性化に繋がり、中でも各地域におけるスタートアップが知財を経営に取り込んで発展していただくことが重要です。

日本弁理士会は9つの地域会があり、各地域会の事業は、日本弁理士会が行う活動の中でも、国民や一般事業者等に最も近い活動です。スタートアップ支援に関しても、昨年度創設した「中小企業知財経営推進本部」を本年度も継続し、スタートアップも対象とすることとして、各地域間の意見交換を密にして支援の連携を図るとともに、VCとの連携も図り、各地域会の活動が活発化できるように、本会と各地域会が一体となって、地域に根ざした地域知財の活性化による地域支援を強化・実施していきます。

(1) 「JPAA 知財サポートデスク」の広報周知活動

知的財産経営センターが運営する「JPAA 知財サポートデスク」で受け付ける対象者の範囲を広げ、個人・中小企業からも直接受け付けるようにします。

「JPAA 知財サポートデスク」（商標権取得済み）の認知度向上を図るため、当該名称を各地域会においても使用（例、「JPAA 知財サポートデスク 関東会」等）していただき、中小企業・スタートアップからの問い合わせ先の窓口として統一します。

「JPAA 知財サポートデスク」の窓口設置について各地域会でも広報活動をしていただくとともに、広報センターでも記者会見等を通じて広報活動を実施します。

(2) スタートアップ支援

知的財産経営センターが中心となり、スタートアップ支援を強化します。

本年度は地方において3か所、スタートアップ支援に関するシンポジウム（セミナー）を開催します。知的財産経営センターが中心となり、地域会や他の委員会とも連携して実施します。

特に、ブランディング等の重要性について周知活動を行い、「商標・意匠は弁理士！」との認識を地域に定着する活動を実施します。

さらに、ビジネスプランコンテストについても、スタートアップを対象とするビジネスプランコンテストに参画していきます。

（3）弁理士紹介制度の拡充強化

昨年秋から関東会・関西会・東海会でスタートした弁理士紹介制度ですが、本年度は他の地域会にも協力をお願いし、順次規模を拡充・強化を図ります。

（担当：知的財産経営センター、広報センター、地域会）

- ・スタートアップに対する相談窓口として「JPAA知財サポートデスク」を運営し、その周知協力依頼を中小企業庁経営支援課（注：よろず相談の管轄）・同庁小規模企業振興課（注：商工会の管轄）・日本商工会議所・全国地方銀行協会・第二地方銀行協会・全国信用金庫協会・全国信用組合中央会に行うとともに、「JPAA知財サポートデスク」を周知するため、地方経産局や県庁等に（JPAA知財サポートデスク）のちらし及び各地域会のちらしを設置していただく普及活動を実施した（執行役員会・知的財産経営センター・地域会）。
- ・スタートアップをターゲットとする「スタートアップ支援セミナー」を東京・仙台・福岡で実施し、一般・大学向けのスタートアップセミナーをウェブ及びリアルで6回実施した。また、7月の弁理士の日、1月の新春セミナー及び3月の国際女性デー記念トークイベントにおいて、スタートアップの代表者に登壇いただき、スタートアップ関係のシンポジウムを開催して支援を行った。また、「商標は弁理士！」の活動の一環として「デザイン・ブランド戦略セミナー」を京都・島根・佐賀で開催した。ビジネスプランコンテストについては、本年度は中小企業基盤整備機構が主催する「第22回JAPAN VENTURE AWARDS」に日本弁理士会主催の「技術・ブランド・知的財産ビジネスプランコンテスト」の入賞者等を推薦した。また、知財経営資産ウィークにおいて、スタートアップを含むビジネスプランコンテストを実施した（知的財産経営センター・知的財産支援センター・地域会）。
- ・弁理士紹介制度について、東京都知財総合センターと意見交換し、関東会での弁理士紹介制度についての活用を更にお願した。また、関東会で令和3年10月より運用を開始した弁理士紹介制度は、東京都のみにニーズが集中している状況があり、地域窓口責任者に過度な負担が生じているため、負担軽減策として、東京の窓口責任者

の補助者を指名することや人選データベースの改良などいくつかの運用の見直しを行った（執行役員会・関東会）。

・地域会サミットにて、執行役員会と各地域会との間で、弁理士紹介制度の現状と課題の情報を共有し、意見交換を行い、関東会・関西会・東海会以外の地域会でも弁理士紹介制度が導入できるかについての検討をお願いした（執行役員会・地域会）。

等

2. 社会構造の変化に合致した知財制度に対する積極的な政策提言の実施

委員会や附属機関等の会内組織を活用し、例えば以下のような項目について、日本弁理士会として積極的に検討し、政策提言や情報発信を行います。また、特許庁や関係団体と連携して制度・運用改正の実現に向けた活動を積極的に行います。

（1）デジタル時代に合致させるとともに社会構造の急速な変化に対応する知財制度の在り方について、関係団体等とも意見交換しながら、関係省庁に政策を提言していくとともに、パブコメ募集については積極的に提出を行います。

（2）知的財産の新たな利活用についても社会に積極的に情報発信を行うとともに、将来の知的財産法の改正に資する内容を抽出します。

（担当：知財活用検討委員会、知財制度検討委員会、特許・商標・意匠・著作権・不正競争防止法等の実務系委員会、中央知的財産研究所）

・デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化に対応すべく、商標法にコンセント制度の導入、自己の氏名を含む商標登録要件の緩和、意匠の新規性喪失の例外規定の緩和、不正競争防止法におけるデジタル空間における模倣行為の防止（商品形態の模倣行為の防止）、営業秘密・限定提供データの保護の強化等の不正競争防止法、コンセント制度導入等の商標法、新規性喪失の例外の緩和等の意匠法、特許法等の法改正の実現に尽力し、改正法案を第211回通常国会に上程をするに至った（執行役員会・知財制度検討委員会・各実務委員会）。

・日本弁理士会から本年度36件のパブリックコメントを、内閣府・経済産業省・特許庁・文化庁・農林水産省・総務省・国税庁に対して提出し、積極的に政策提言、意見発信を行った。また、知的財産高等裁判所が実施した第三者意見募集に対する日本弁理士会の意見を提出した（執行役員会・知財制度検討委員会・各実務委員会）。

・AIやメタバース関連特許に関する調査研究を行うとともに、特許庁やJIPAと積極的に意見交換を行った。また、公開フォーラムやパテント誌によって情報発信を

行った（特許委員会）。

- ・特許庁等と意見交換して、特許庁による審査迅速化を目的とする施策に関する検討を行った（商標委員会）。
- ・特許庁や日本知的財産協会等と意見交換を行うとともに、コンテンツ東京、東京パック、知財学会での意匠セミナー、発表等を行い、小冊子「意匠を利用したヒット商品」の記事を更新した（意匠委員会）。
- ・文化庁からの①「著作権法施行令の一部を改正する政令（案）及び著作権法施行規則の一部を改正する省令（案）」、②「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）」、③「文化芸術推進基本計画（第2期）の策定」に向けた意見等を始めとする各種のパブコメ募集の議題（計7議題）について検討し、文化庁へ提出した（執行役員会・著作権委員会・知財制度検討委員会）。
- ・産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」、「限定提供データに関する指針（改訂案）」及び「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」に対する意見公募への意見提出を行った。また、不正競争防止法2条1項3号改正について経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室との意見交換会を実施した。産構審不正競争防止小委での意見案を検討し、コメントを作成した（不正競争防止法委員会）。
- ・今後の法改正に資する研究成果を抽出した（中央知的財産研究所）。
- ・知的財産の利活用を図る重要性について、商工会議所・ベンチャー協会等の他団体での講演を実施し、新聞・他団体の雑誌からの依頼に基づき執筆を行うとともに、インタビューに応じ、知財の利活用についての啓発活動を行った（執行役員会・広報センター）。

等

3. 本会と地域会との連携強化を図り、地域に根差した地域知財の活性化による地域支援の強化

（1）日本弁理士会による中小企業支援事業を積極的に推し進めるために、中小企業支援の中核組織として、中小企業知財経営推進本部を継続します。中小企業知財経営推進本部は、特許庁・中小企業庁・商工会議所といった日本弁理士会外部の中小企業支援機関との連携を図り、知的財産経営センターおよび地域会といった日本弁理士会

内部の組織を統括する役割を担うものであり、更に連携を強化して情報交換を密に行います。

(2) 地域の自治体、中小・ベンチャー・スタートアップ企業、金融機関、大学、農林水産事業者等の連携強化により人材・資金・知財が循環する地域システム（エコシステム）の構築や、地域社会の知財リテラシー向上のための知財活動（知財教育、INPIT 等のパテント・デザインコンテスト、地域主催の発明コンテスト等）の推進は、地域経済の活性化に寄与するものであり、ここに弁理士が中核的役割を果たせるよう、地域会への必要な役割分担や予算の流動的運用について検討します。

(3) 近年注目されているデザイン・ブランディング戦略に呼応する意匠・商標を中心とした中小企業・スタートアップ企業への支援の拡充を図るため、特許庁・中小企業庁・商工会議所等との連携を図ると共に、各地域会と協力して積極的な支援を進めます。

(4) 農水知財に関し、各地域会の先生方が地元の農林水産事業者やその従事者に知財の活用を図っていただける活動を強化できるように、本会委員会と各地域会とで連携の強化を図っていきます。

(5) 本会の各組織の役割を会内外に対し明確にし、地域支援の強化の効率向上を目指す。

(担当：執行役員会、知的財産経営センター、知的財産支援センター、商標委員会、農林水産知財委員会、各地域会)

・中小企業知財経営推進本部がとりまとめ役として、地域会と協力して外部の中小企業支援機関との連携や知財経営支援を行った。具体的には、知的財産経営センター内に地域会連携会議を設け、定期的に地域会と同センターの活動状況を共有するとともに、地域会独自の活動の中で必要となる知財経営コンサルに長けた人材の推薦等の協力を同センターが行った。また、デザイン・ブランディング戦略について、商工会議所・地方自治体等と連携し、地域会と協力して「デザイン・ブランド戦略セミナー」を開催した（知的財産経営センター・地域会・商標委員会）。

・従来の弁理士キャラバン事業の支援回数について、簡易的なワンデーキャラバンを導入することとして、中小企業の便宜を図った（知的財産経営センター）。

・四国会において、初めての知財キャラバンを実施するにあたり、知的財産経営センターから経験豊富な弁理士を派遣し、四国会の会員とともに実施した（四国会・知的財産経営センター）。

・当会が共催するパテントコンテスト及びデザインパテントコンテストの事前セミナー

一及び受賞者の出願指導、発明協会から依頼のあった少年少女発明クラブでの指導員派遣、美術大学も含めた大学等の知財講座への講師派遣、高専機構との支援協定に基づく支援員派遣、各地域の発明表彰の審査員等につき、各地域会会員が主体的に活動を行った。発明協会の少年少女発明クラブへの弁理士派遣について、各地域会の協力を得て各地域の弁理士を派遣した（知的財産支援センター）。

・鳥取大学医学部附属病院、BSS山陰放送が主催し、日本弁理士会が後援する高校生、高専生向けの発明コンテストである第4回発明楽コンテストでの審査に協力し、日本弁理士会会長賞を授与するとともに、当日のライブ配信のコメンテータとして会長がスタジオ出演し、入賞者の発明に対する講評を行った（執行役員会）。

・「第45回未来の科学の夢絵画展」及び「第81回全日本学生児童発明くふう展」で日本弁理士会会長賞を交付した（知的財産支援センター）。

・BIO JAPAN 2022に出展し、相談会を実施した（知的財産経営センター・バイオライフサイエンス委員会）。

・アグリビジネス創作フェアに出展した（知的財産経営センター・農林水産知財対応委員会）

・ブランド戦略の調査及び検討を行った成果物として「ブランド戦略における弁理士のための基礎知識」を、会員が自由に閲覧することができる資料として作成した。また、弁理士のブランディング戦略支援の理解を深める活動を行った。ブランディング戦略支援における弁理士の役割を整理し、中小企業・スタートアップ企業への支援拡充を図った（商標委員会）。

・一般社団法人ブランディング・マネージャー協会のシンポジウムに日本弁理士会会長賞を設けて授与した。また、当該協会のHPに弁理士がブランディングに貢献できることをアピールする談話を掲載した（執行役員会・商標委員会）。

・佐賀県主催のさが園芸888運動推進大会（2022年7月21日）において、佐賀県が行った寸劇のシナリオ案についての検討と監修を行った。また、九州会と連携して、農業従事者が約400名参加した佐賀園芸888運動推進大会に登壇し、農水知財について対談するとともに、無料相談デスクを設置した（執行役員会・農林水産知財対応委員会・地域会）。

- ・東海会主催の「週末パテントセミナー2022 in 静岡」(2022年10月14日静岡市、10月21日浜松市)に講師派遣を行い、会員および農業従事者、農業団体に向けた農林水産省とのコラボセミナーを開催した(地域会)。
- ・関東会では、関東経産局と連携し、関東会が独自に弁理士を派遣し、中小企業に対する支援を実施した。また、知的財産セミナー2022としては、さまざまなテーマで22回のセミナーを実施した(地域会)。
- ・北陸会では、北陸技術交流テクノフェア2022(2022年10月20~21日)に出展し、知的財産制度の冊子配布、無料相談コーナーの解説などを実施し、弁理士業務や日本弁理士会の活動をアピールした。また、知財フォーラム in 福井(2022年11月18日)を開催し、北陸新幹線の福井県内開業(令和6年春)に向けて、先行開業している石川県や富山県における観光客誘致やお土産品開発の事例を紹介した(地域会)。
- ・公正取引委員会と意見交換を実施した(関東会・四国会)。

等

4. 積極的な知的財産支援策の実施

(1) 中小企業支援とともに、新たにスタートアップの知財取得支援に重点を置いて支援を図っていきます。

(2) 昨年創設した商標出願支援を本年度も継続します。

(3) スタートアップ支援として、WIPO グリーンプラットフォームへスタートアップの技術を英訳して掲載できるように支援します。

(担当：知的財産支援センター、知的財産経営センター、国際活動センター)

- ・起業に興味がある大学等の教職員や学生を対象に、起業に必要となる知財スキルや知財マネジメントを学ぶスタートアップ知財セミナーを異なるテーマで6回開催した。また、2022年9月のUNITT(大学技術移転協会)アニュアルカンファレンスにおいて、大学の技術移転、知財管理、ベンチャー創出支援の担当者等に向けた「スタートアップ企業の知財経営戦略」のセッションを実施した(知的財産支援センター)。

- ・過去の知財活用表彰受賞者に「WIPO GREEN データベース」を紹介し、登録希望者にその方法を説明した(知的財産経営センター)。

- ・知的財産活用表彰者やパテントコンテスト表彰者にて、**WIPO グリーン**に技術情報のアップロードを希望する表彰者を確認してもらい、当該希望者の技術情報を英訳し、**WIPO グリーン**のデータベースに技術情報（英訳）をアップロードした（国際活動センター・知的財産支援センター・知的財産経営センター）。

等

5. 知財システムのグローバル化を支援及び弁理士が関与できる機会の増加

（1）知財制度や弁理士制度の国際的な連携強化を図るため、ウェブ会議システム等を積極的に活用し、国際的な関係組織団体間との情報交換やセミナー等を開催して、弁理士のリスクアップを図ります。

（2）WIPO 等と連携強化を図り、例えば、技術移転のための WIPO グリーンへの積極的参加や、国際標準規格制定（知財マネジメント等）など国際的枠組みへ弁理士が参加していけるように要請していきます。

（担当：国際活動センター）

- ・新規にポーランド弁理士会役員・イタリア弁理士会会長と意見交換し、協力関係を構築することを確認した（執行役員会）。

- ・英国公認特許代理人協会（CIPA）役員、フランス弁理士会役員、シンガポール弁理士会役員等の各国の弁理士会と今後の連携について意見交換した（執行役員会）。

- ・韓国特許庁（韓国特許庁長官とも直接意見交換）及び韓国知財裁判所と、それぞれ意匠出願の件数増加の実態及び英語での裁判の実施状況について意見交換した（執行役員会）。

- ・昨年に引き続き、コロナウィルス感染症の影響を勘案しつつ、ウェブ会議システムを積極的に活用することにより、従前より多くの会員が国際会議に参加できるようにし、日本弁理士会の対外的プレゼンスを高めるために、WIPO で開催される国際会議には従前通り参加した。また、必要性に応じて現地派遣が必要な国際会議等については、現地派遣での形で出席し意見交換会を行った。さらに、WIPO GREEN に関連して、WIPO Green Advisory Board Meeting に出席するとともに、ライブ配信研修として「WIPO GREEN 施策の概要と WIPO の役割について」との研修（ウェビナー）を実施した（国際活動センター）。

- ・WIPO と連携をする中で、WIPO 幹部と意見交換するとともに、新たな WIPO の部署に協力することとし、知財評価に関する当会の活動を WIPO に提供し、当会の活

動のプレゼンスを高めた（執行役員会）。

- ・ *AIPLA* 役員会と意見交換し、またウェブでのオープンセミナーを実施した。更に *Women in IP* をウェブで開催するとともに、ミッドウィンターインスティテュートプレミエーティングに出席して、プレゼンテーション、意見交換等を行った（執行役員会・国際活動センター）。
- ・ 米国特許庁とウェブ会議を実施して、審査に関する意見交換を行った（執行役員会・国際活動センター）。
また *SACEPO* に出席するとともに、ユーザーから見た制度の使い勝手についての意見募集があったため意見を提出した（国際活動センター）。
- ・ *IPO* 年次大会及び *CIPLA* 会議に出席して、プレゼンテーション・意見交換を行った（国際活動センター）。
- ・ 韓国 *JETRO* と意見交換会合を実施した（執行役員会）。
- ・ *WIPO* 「*Nice Union-Committee of Experts*」 会合に出席して *JCAA* の意見を発信した（商標委員会）。
- ・ 九州・ベトナム経済交流ミッション（2023 ベトナム・ハノイ市）に九州会から弁理士が出席した（九州会）。
- ・ タイ王国バンコクでアジアセミナーを実施し、東南アジアから多くの知財関係者が出席して盛会であった（執行役員会、国際活動センター）。

等

6. 関連団体との連携強化

多様化・複雑化する知的財産に対し、ユーザーが満足するサービスを提供するには、ユーザー団体、弁理士間、関連士業間、国際的な知財専門家との間の人的ネットワークが不可欠です。

ウェブ会議システム等も活用し、交流の場や情報交換の場をより多くし、お互いの意思疎通を図り、知財業界全体で協力して、より適切な知財制度の実現を図ります。

（1）内閣府・経済産業省・文部科学省・特許庁等を含め、関連省庁との意見交換会の実施を図り、日本弁理士会の考えを理解いただく。

（2）経団連・知財協・商工会議所等との知財団体との意見交換会の実施を強化し、

ユーザーニーズを把握するとともに、知財制度の在り方等について議論を深めます。

(3) 中華商標協会と日本弁理士会との連携20周年を記念して、更なる連携強化を図るため、新たに協定を締結します。

(4) 韓国弁理士会との交流40周年を記念して、会員のための記念セミナーを企画・実行します

(5) 新たに日本ベンチャーキャピタル協会と日本弁理士会との連携を構築します。また日本ベンチャー学会とも連携していきます。

(担当：執行役員会、知的財産経営センター、知的財産支援センター、国際活動センター、知財プレゼンス向上委員会、ダイバーシティ推進委員会、執行役員会)

・特許庁・日本知的財産協会・内閣府・経済産業省・中小企業庁・文部科学省・経団連・ベンチャーキャピタル協会・商工会議所、東京知財センター等、各団体と積極的に意見交換を実施した(執行役員会・各委員会)。

・特許庁・INPIT・日本商工会議所と意見交換を行い、中小企業支援、スタートアップ支援について協力関係を強固に結ぶこととし、2023年3月24日に知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言を日本弁理士会・特許庁・INPIT・日本商工会議所の4者で行った(執行役員会・知的財産経営センター)。

・特許庁及びINPITのHPのトップページに日本弁理士会HPへのリンクを貼っていただいた(執行役員会)。

・日本ベンチャーキャピタル協会との連携を構築し、2023年1月に「スタートアップ支援セミナー」を開催するとともに、同協会と2023年6月に共催予定でセミナーを開催することとなった(執行役員会・知的財産経営センター)。

・執行役員会及び国際活動センターでは、中華商標協会との連携20周年を記念して、新たに覚書を締結し、両会の交流を更に蜜にすることとなった。また、オンラインで交流20周年記念イベントを実施し、両会での互いの感謝状の授与や、交流促進に貢献した人物や団体の表彰をするとともに、セミナーやパネルディスカッションを実施した(執行役員会・国際活動センター)。

・韓国弁理士会との交流40周年を記念して、日韓交流会を開催し、両弁理士会の役員同士の懇親を深めるとともに、会員に向けてオープンセミナーを実施した(執行役員会・国際活動センター)。

- ・技術流出を含む知財的課題について経済産業省と、大学の知財に関する課題（知財の価値化や知財教育等）について、知的財産支援センターの担当役員とともに文部科学省と意見交換を行った（知財プレゼンス向上委員会）。
- ・知的財産高等裁判所・東京地裁の知財部判事、大阪地裁の知財部判事と意見交換会を行った（執行役員会・知財活用検討委員会）。
- ・世界税関機構（WCO）や東京税関との意見交換会を行った。また、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）等の関係団体に委員を派遣し情報収集に努めた（貿易円滑化対策委員会）。
- ・日本弁理士会が共催する国際シンポジウム「欧州の単一特許制度・統一特許裁判所の動向」（2023年3月4日）に参加し、意見交換を行った。また、日本弁理士会が主催する第20回公開フォーラム「先使用权—主要論点 大激論」を開催した（中央知的財産研究所）。
- ・標準関連業務における弁理士のさらなる活躍機会の発掘等を目的に、一般財団法人日本規格協会（JSA）と意見交換を行った（産業標準委員会）。
- ・2023年3月15日にSEP（標準必須特許）研究会と共催で、国際的な年次ワークショップを開催した（執行役員会）。

等

7. 弁理士のスキルアップ研修の提供

（1）eラーニング研修やウェブ会議システム等を利用し、時間や空間の垣根を越えた多様な形態の研修を提供していきます。

地域会の研修のeラーニング化・ウェブ配信等を図り、本会研修だけでなく地域会研修についても多くの弁理士が受講できる機会を提供します。

（2）国内外の関連機関・団体と連携し、各団体等が実施する知財に係る多種多様な研修を弁理士が受講できるようにしていきます。

（3）ハイブリッド研修についての継続研修の在り方について検討を深め、実施できるシステムを構築します。

（担当：研修所、コンプライアンス委員会）

- ・ライブ配信研修に関し、利便性向上のためにシステム改修を行うとともに、ライブ

リッド研修に関し、試験実施などを行った。ライブ配信研修に関しては、アンケート調査を行った（研修所）。

- ・知財関連機関・大学が実施するセミナーや *WIPO* が実施する国際シンポジウム等を会員に案内し、弁理士が受講できる機会を提供した（執行役員会等）。
- ・倫理研修（Eラーニングコンテンツ）の見直しを行った（コンプライアンス委員会・研修所）。
- ・地域会の研修のeラーニング化・ウェブ配信を実施した（研修所・地域会）。
- ・*EUIPO* 職員を講師として招致し、*EUIPO* 欧州共同体商標・意匠セミナーを実施した欧州特許実務セミナー「*UPC* サンライズ期間」の研修について、*CIPA*（英国公認特許代理人協会）の会員を講師してウェビナー等を実施した。（国際活動センター）。
- ・弁理士だけではなく特許事務所等従業員も対象とした「民事裁判書類電子提出システム」に関する研修を実施した（研修所）。また、民事裁判書類提出システムのユーザー登録事前受付の実施について会員周知して、事前受付の便宜を図った。
- ・*WIPO* 標準 *ST. 26* への移行等、弁理士業務を実施する上で必要な情報をタイムリーに周知した。

等

8. 事務所経営に対するサポート機能の拡充・強化

(1) 弁理士法人（一人法人）の施行に伴い、合併等を必要とする事務所同士のマッチングの機会の提供を図り、強靱な事務所運営を図るため、新たな業務スタイルの提案・サポートを積極的に行います。

(2) 感染者が発生した事務所へ業務等の支援を行うためのサポート体制についての日本弁理士会内の窓口設置を継続します。

(3) 弁理士会費の納付免除について会員の皆様が利用しやすいような周知方法等の検討を行います。

(4) 弁理士の業務に対する適正な報酬を確保するため、報酬に係る実態調査を行うと共に、業務量や業務の難易度に対応した報酬体系等の提案や会員への周知活動を行います。

(5) 弁理士に期待される社会的役割を弁理士として「誇り」を持って果たすことが

できるよう、弁理士としての働き方の多様性の検討を行います。

(担当：財務委員会、経営基盤強化委員会)

- ・一人法人を設立した会員にアンケートを行い、規模拡大の意向が一定程度存在することを確認するとともに、会員マッチングセミナーを3回開催し、共同化・合併・連携を通じて規模拡大を模索する会員同士の出会いの場を提供した。また、特許事務所の事務業務の自動化の導入による効率化を具体的に検討し、提言した(経営基盤強化委員会)。
- ・新型コロナウイルス感染者が発生した事務所へ業務等の支援を行うためのサポート体制を会長室に設置した(会長室)。
- ・全ての特許業務法人が円滑に法人名称変更を終えることができるように、進捗状況をウォッチングし、必要に応じて会員に対し個別に状況確認を行った(弁理士法改正委員会)。
- ・会員が会費免除に関する情報にアクセスしやすくするように、電子フォーラムのトップページの各種申請書・マニュアルに会費の免除申請に関する手引きを掲載した(執行役員会)。

等

9. 日本弁理士会の組織・機能強化等

(1) 日本弁理士会の事業の見直しや効率化を図り、日本弁理士会としての組織強化や機能強化を実現します。特に、ICT化を促進し日本弁理士会の会務運営及び研修についての事務局業務のスリム化・スマート化などを行います。

また事務局組織について見直し、事務員のウェルビーイングを構築できるように、また楽しく仕事ができる環境を構築していきます。

(2) 非弁行為の取締強化、若手会員・新規独立会員の事務所経営への支援など、弁理士の活動をサポートできる体制整備を積極的に展開します。

(3) 弁理士の社会的地位向上のため、知財制度や弁理士制度に係る対外PR活動を、HPを改修してアピールしやすくし、短期的又は中長期的な費用対効果も考慮しながら積極的に展開します。

(4) ハラスメントについての担当役員を任命し、相談しやすい環境を整備します。

(5) 日本弁理士会が取得する弁理士業務に係る情報を、会員に迅速に提供できる体制の強化を図ります。また、日本弁理士会のホームページを改修して情報を見やすく

します。

(6) 企業の事業戦略における知財の重要性を経営層にアピールすると共に、企業内弁理士の社内価値向上を図っていきます。

(7) 執行部と若手の弁理士との間の直接の情報交換の場を構築して、会務運営に反映させます。

(8) 日本弁理士会の委員会等に参画できる機会より多く確保するため、ウェブ会議等を活用し、事務所勤務弁理士、企業内弁理士や地域弁理士の委員会等へのアクセスを行い易くします。

(9) 会員内部への会務活動等の報告を強化します。

(10) 弁理士制度の円滑な運用及び適切な会務運営の実現を図ることを意識し、弁理士登録に関する事務や実務修習・継続研修等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する各種の事務・事業にも継続して取り組みます。

(11) 弁理士制度が持続的に発展していくために、弁理士制度又は知財制度の側面からSDGsを検討し、冊子等に取りまとめ、会員への普及・啓発を図ります。

(12) 各種ガイドラインマニュアル等の見直しの検討を必要に応じて行います。

(担当：総合企画委員会、業務対策委員会、広報センター、知財プレゼンス向上委員会、研修所等を含む全附属機関・委員会、執行役員会)

・HPを見やすくするための改修を行った（広報センター）。

・事務局業務のデジタル化・ITC化の第一歩として事務局が扱う各種書類の押印の廃止を主導した。また紙書類に代わるデジタル書類の受け付け、さらに受け付け済の既存の紙書類のデジタル化も検討し実行準備を進めた（情報企画委員会）。

・事務局職員のウェルビーイング向上の一環として、時間差勤務における始業時間の細分化、保育の実態を考慮した育児短時間勤務の対象拡大、病気等による長期休暇後の有給休暇の付与等につき変更し、男性の育児休業を支援するための職員規則を整備した。また、ハラスメントの担当役員を男女各1名任命し、事務局職員を含めたハラスメント相談を引き受ける体制を整備した。また、新型コロナウイルス感染症予防接種後の副反応の休養のための特別休暇を整備した（執行役員会）。

また、ハラスメント苦情対応マニュアルを作成した（コンプライアンス委員会）。

・令和3年度に実施した「企業勤務弁理士に対するアンケート」回答の分析結果を関連する会内機関に回付するとともに、統計学的に処理した集計結果を電子フォーラムに公開した。また、令和3年弁理士法改正（法人制度の変更及び業務追加等）への対応を中心として、会員向けに「弁理士法人の手引（旧「特許業務法人設立等の

手引))」、「弁理士法人に関する参考資料(令和4年改訂版)(旧「特許業務法人に関する参考資料」)」、「法人名称変更にあたっての留意点とポイント」を作成するとともに、ユーザー向けに、当会 Web サイトにおいて、法人制度変更に係る周知活動を行った(弁理士法改正委員会)。

- ・非弁行為を行っているとの疑義がある者に対し、通知書を積極的に発信した。また、弁理士と事業者とのマッチングシステムについて構築する方向を検討した。更に非弁行為について、特許庁と意見交換した(業務対策委員会)。
- ・コーポレートガバナンスコードの知財に関する事項の追加を受けた検討と周知活動を通じて、企業内弁理士のプレゼンス向上を図った(知財プレゼンス向上委員会)。また、知財ガバナンス研究会のガバナンス・コード実践マニュアルへの執筆に協力した(ガバナンス・コード実践マニュアル執筆対応タスクフォース・知的財産経営センター・意匠委員会)。
- ・(公社)日本農業法人協会からの依頼に基づく農業法人を強くする情報誌「Fortis」への執筆を2回実施した。(農林水産知財対応委員会)。また農林水産知的財産保護コンソーシアムの幹事を派遣した(執行役員会)。
- ・記者説明会を複数回開催し、社会への情報発信を行なった。その中で、「このミステリーがすごい大賞」を受賞した弁理士であり作家の南原詠氏と杉村会長との対談を行い、また、著作権についての説明会を行った(広報センター)。
- ・附属機関・委員会・地域会に対するアンケートを実施して弁理士・日本弁理士会の活動とSDGsを検討・整理し、「SDGsに係る日本弁理士会の宣言」をとりまとめた(総合企画委員会)。
- ・10月に弁理士会館にVR体験車を迎えて防災訓練を行い、また、3月には墨田区の本所防災館を訪問して防災体験を行った。そして、これらの事業を通じて各会員の防災意識を向上させるための施策を検討した。また、防災関係マニュアルのうち「危機管理マニュアル(特許事務所編)(分冊1)」において、内容の見直しを検討し、その改訂を行った(防災会議)。
- ・意匠実務マニュアルを更新した(意匠委員会)。
選挙運動に関するガイドラインを改訂した(選挙管理委員会)。
特許マップ作成手順書を作成した(知的財産経営センター)。

- ・地域振興キャラクター活用マニュアルを見直して改訂した。また、著作権研修の成果及び近時の裁判例の調査研究の成果に基づいて著作権研修の共通資料に新たに加えてもよい事例を検討し、抽出した（著作権委員会）。
- ・各地域会を含め、小中高校生の学校教育支援における講師の担い手不足の改善等のために、小中高校生の学校教育支援の報酬指針を改訂した（知的財産支援センター）。
- ・令和3年弁理士法改正に合わせ、弁理士業務標準の改訂をした（会長室）。
- ・会員の会務での旅費交通費の運用指針等を改正した（執行役員会）。
- ・リモートワークが増加している現状に鑑みて、会員への発送物を可能な限りメール配信とするとともに、発送物を所定の手続きにより従たる事務所又は自宅へ送付できるようにした規則改正に伴い、会員周知を実施した（執行役員会・地域会）。
- ・また一定の要件に該当する自宅兼事務所の所在地を都道府県名及び市区町村名までの公表とすることとする規則改正に伴い、会員周知を実施した（執行役員会）。
- ・会員総合データベースを改訂した（情報企画委員会）。

等

10. 弁理士制度の将来を担う人材、特に若手弁理士への多様な機会の提供

(1) 弁理士制度の将来を担う意欲の高い弁理士（特に、若手弁理士・女性弁理士）に対し、スキルアップや経験の多様化、責任感の醸成等を図るため、会務活動のリーダー的ポジションへの積極的な登用を図ります。

(2) 海外機関・海外事務所等の研修や留学に係る情報を提供していきます。

(3) 大学等への弁理士のPR活動

若くて有為な人材がより多く弁理士となることを希望するよう、弁理士の仕事やその魅力について、大学生等にPRする活動を展開します。

(担当：執行役員会、国際活動センター、知的財産支援センター等)

- ・漫画「閃きの番人」を、佐賀県に5000冊寄贈した。令和4年6月に「佐賀県知的財産を大切に、みんなで守り、育て、新たに生み出す条例」の制定を大きな契機とし

て、日本弁理士会は佐賀県との緊密な連携を図り、佐賀県での知的財産の普及啓発の取組を一層進める中で、これから社会に出て活躍する高校生等に知的財産のことをもっと知ってほしいとの認識が一致し、今回の寄贈に至った（執行役員会・広報センター）。

- ・ **WIPO** からの求人情報を会員周知することにより、弁理士が海外で働くことができる環境作りをし、弁理士が **WIPO** に就任する機会を提供した（国際活動センター）。
- ・ 裁判所調査官の募集を会員周囲して、弁理士を最高裁判所に推薦した（推薦委員会）。
- ・ 各種の学校教育現場において、学生に弁理士の仕事等について適宜紹介した。また、役員が学校教育現場で挨拶、講演する際には、弁理士の仕事や社会的役割等を積極的に紹介した（知的財産支援センター）。
- ・ 大学からの要請により弁理士及び知的財産に関する講演を行った。また、早稲田大学及び名古屋大学主催の学生参加者を含む知的財産セミナーに日本弁理士会が共催した（執行役員会）。
- ・ **BSS** 山陰放送でライブ配信された第4回発明楽コンテストに会長がスタジオ出演し、弁理士としての仕事内容に触れながら発明講評をした（執行役員会）。

等

11. 日本弁理士会として知的財産の面から社会的課題への積極的な取り組みの実行

(1) 国連サミットで採択されたSDGsを目標としている「2025年大阪・関西万博」に向けて、日本弁理士会も参加企業を支援するための活動を強化します。

日本弁理士会は、2025年に大阪で開催される大阪・関西万博の共創パートナーに昨年なりました。知的財産で社会的課題を解決して、優れた技術等を社会実装するために、関連省庁とも連携しながら中小企業やスタートアップの知財面での支援を強化します。

知的財産支援センターが、2025年大阪・関西万博についての周知活動を教育支援の中で実施していくための具体的な方策を検討し、各地域会に周知を図り、各地域会と連携して、周知活動を展開していきます。

2025 大阪・関西万博対応委員会にて、知的財産で社会課題を解決できる優れた技術等を社会実装することができるよう、2025年に向かって中小企業・スタートアップを支援できるような日本弁理士会としての施策を検討し、知的財産経営センターを中心に随時実

施していきます。

(2) 意欲のある女性会員を含め様々な会員が能力を発揮し働ける社会の実現のために、ダイバーシティ推進の取り組みを進め、SDGsの考え方に沿った持続可能な社会の実現に取り組みます。

WIPO,UNとの連携を図り、異業種との交流と、ダイバーシティの考え方を日本弁理士会内外に広める活動を強化します。

(担当：2025大阪・関西万博対応委員会、知的財産支援センター、知的財産経営センター、ダイバーシティ推進委員会)

- ・日本弁理士会のSDGsについての提言を受け、当会のSDGs宣言を行った(執行役員会・総合企画委員会)。
- ・昨年から引き続き、同万博の共創パートナーとして、小中学校における知財教育を行うことで万博を盛り上げる活動をした。また、万博の共創パートナーとして活動している他団体にコンタクトを取り、日本弁理士会として可能な支援について協議した(2025大阪・関西万博対応委員会)。
- ・日本弁護士連合会と連携して同会のダイバーシティの取り組みについて意見交換を行った。また、WIPO、国連との連携を図り、国際女性デー記念トークイベントを開催し、ダイバーシティの考え方を日本弁理士会内外に広める活動を行った(執行役員会・ダイバーシティ推進委員会)。
- ・国際女性デーにちなみ、ダイバーシティ&インクルージョン宣言をおこなった(執行役員会)。
- ・大阪・関西万博対応委員会と協力しながら、小中高生向けの2025年大阪・関西万博を絡め、未来の技術をテーマにした発明創造教育のためのショートコンテンツを作成した。今後、各地域会を含め、小中高生向けの知財教育現場でのコンテンツに繋がる形で利用される予定である(知的財産支援センター)。
- ・2023年トルコ・シリア地震に対する救援募金活動を実施し、日本赤十字社を通じて、救済活動を行った(執行役員会)。

等